

2019年度 貸与奨学金継続手続きについて

日本学生支援機構の奨学金は、毎年12月に次年度の借用に係る継続手続きが必要です。
必ず期間内にインターネット上で継続願の提出をしてください。

継続手続きを行わないと奨学金は廃止となります。次年度は、奨学金が必要ない場合も「奨学金の継続を希望しない」として提出(入力)が必要です。提出(入力)が確認できない場合は保護者等にも連絡します。必ず期間内に継続願を提出(入力)してください。

◎奨学金継続手続き対象者

2019年10月現在、第一種及び第二種の奨学金を「貸与中」、「振込保留中」の方
※以下の方は提出対象外です。

- ・2019年10月現在、奨学金休止中・停止中の方
- ・2019年度中に貸与満期の方（緊急採用者を含む）
- ・2019年11月以降の採用者（翌年度から対象）

◎継続願の提出（スカラネット・パーソナルでの入力）

- ・提出期間：2019年12月13日（金）～2020年1月17日（金）
注：12/28（金）～1/5（日）の間は入力不可
- ・提出方法：※詳細は「奨学金継続願」の提出手続きについてを確認してください

- ① スカラネット・パーソナルに登録する。

[\(https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/\)](https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/)

- ② スカラネット・パーソナルから「貸与額通知」の内容を確認する
※今年度から書面発行・配付は無くなりました。

- ③ スカラネット・パーソナルの「奨学金継続願提出」から継続願を提出する。

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO
Japan Student Services Organization

スカラネット・パーソナルへ (スカラネットPS) ようこそ

スカラネット・パーソナルを活用すると

- ・転居・改姓・勤務先変更等の届出ができます。
- ・繰上返済の申込ができます。
- ・あなたの奨学金情報の閲覧・確認ができます。
- ・奨学金減額返還額・奨学金返還期限催告予稿の作成・印刷ができます。
- ・現在、奨学金を貸与・返還中の方はいつでもスカラネット・パーソナルに登録できます。

ログイン・新規登録は、下のボタンをクリックしてください。
(Q-コード・パスワードを忘れた方も下のボタンから)

ログイン 新規登録

【各種届出・繰上返済申込と受付時間等】

- 転居等届出**
転居等届は、返還者本人のみの以下の届を受け付けています。
・本人転居
転居届提出には郵便番号を使用します。
・本人改姓

スカラネットPSの登録手順・利用条件の詳細は
登録手順・利用条件

① スカラネット・パーソナル

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO
Japan Student Services Organization

新画ログイン日時:2009/01/08 12:00:00

スカラネットPS 奨学金貸与・返還情報提供サービス

全画面表示 詳細情報 各種届出・申込 ●奨学金継続願提出 個人情報 ヘルプ

資格認定奨学金継続願提出

【資格認定奨学金継続願を提出されるかたへ】

この提出は次年度の奨学金の継続の意思を確認するための大切な提出です。
必ず学校の定められた期限までに提出してください。
提出が完了すると奨学金の返還を承知することになりますのでご注意ください。
奨学金返還後は、返還の義務が生じ、一定期間経過後に催告された金額も返還していただくことになります。貸与月数と返還総額(予定)等を確認し、家賃の滞りや、卒業後の生活設計を十分考慮の上提出してください。

なお、学校から配付された「貸与額通知書」は、人的保証人は連帯保証人及び保証人(平成21年度以前採用者は連帯保証人のみ)にも必ずご覧いただき、内容を確認してもらってください。また、承認済者は必ず就職先(雇主人)にも内容を説明してもらってください。

- ・奨学金番号ボタンを押すと、各番号ごとに継続願の提出を行うことができます。
- ・借用済み者は、それぞれの奨学金番号について入力が必要です。借用済み者にも関わらず、表示されていない奨学金番号がある場合はその他不明な点は、学校に問い合わせてください。

(提出済)

ご登録いただきました情報は、奨学金貸与事業のために利用されます。
この利用目的の適正な範囲内において、登録された情報が、奨学金貸与中に在学中の学校に必要に応じて提供されます。

③奨学金継続願提出

◎継続願の提出時の注意事項等

●併用貸与や給付奨学金の支給も受けている場合について

それぞれの奨学生番号（第一種奨学金、第二種奨学金）について提出（入力）が必要です。

●「貸与額通知書」について

スカラネット・パーソナルから、「奨学金継続願」の提出が必要か不要かを確認してください。「奨学金継続願」の提出が「不要」と記載されている方は、「奨学金継続願」の提出（入力）は必要ありません。

●『奨学金継続願』入力準備用紙について

「奨学金継続願」の提出手続きについての2ページ目以降にあります。設問内容が印刷されていますので事前に回答の下書きを作成してから入力を開始してください。

●収入に関する証明書について

「奨学金継続願」の提出手続きについての1ページ目の中段に、「収入に関する証明書を準備」と記載がありますが、この証明書は収入確認用であり、大学、日本学生支援機構に提出する必要はありません。証明書のコピーや写真のデータ等による確認で構いません。

●入力項目のH-経済状況について

- ・「収入金額」と「支出金額」の収支差が学部学生で36万円、大学院学生で45万円以上の場合、奨学金の減額指導の対象者となり、後日、理学部学生支援係窓口に来ていただくこととなります。

（収支差が多いと、経済的余裕があり、借用額を減らすことが可能とみなされるため。）

- ・収入「家庭（父母等）からの給付」：奨学金貸与年額を含まないようにしてください。
（例：奨学金60万円を父母に預けた後、父母から160万円の給付を受ける場合、「家庭（父母等）からの給付」100万円、「奨学金」60万円と入力）
- ・支出「学費」：授業料として、53万円を計上してください。
授業料免除を受けた場合は、免除額を差し引いた額を授業料として計上してください。
（例：前・後期ともに全額免除→0円／前・後期ともに半額免除→26万円）

●2020年4月以降の奨学金継続が認められた場合

機構から文書等で通知されることはありません。2020年4月21日（火）に奨学金が振り込まれることで継続の承認となります。

●2020年4月以降の奨学金継続が認められなかった場合

2020年4月以降の奨学金が停止されます。機構から別途通知がありますので、後日ご連絡します。

●2020年4月からの奨学金継続を希望しない場合

「D-奨学金振込みの継続の確認」の画面において、「奨学金の継続を希望しません」を選択してください。

2020年3月で奨学金終了となります。

● 「休学」または「退学」する場合

早急に以下の内容を学生支援係へメールまたは電話、窓口にて申し出てください。

件 名：奨学金の異動希望

内 容：①氏名②学籍番号③奨学生番号④休学・退学等の異動内容（例：2020年3月末退学）

⑤連絡先電話番号（携帯電話）

【担当・問い合わせ先】

理学部・理学研究科 教務課学生支援係

TEL:022-795-6403 e-mail: sci-sien@grp.tohoku.ac.jp